

# 目黒区水害見舞金等支給要綱

昭和 58 年 11 月 1 日 決定  
昭和 61 年 6 月 25 日 決定  
平成 12 年 4 月 1 日 決定  
令和 7 年 10 月 1 日 決定  
令和 8 年 6 月 1 日 決定

## (目的)

第 1 条 この要綱は、区内に発生した水害による被災者に対する見舞金等の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 現に人が居住のために常時使用している建物（集合住宅にあつては、独立した住居部分）をいう。
- (2) 世帯 同一生計関係にある実際の生活単位をいう。
- (3) 事業所 区内で営まれている事業の用に供する店舗、事務所及び工場等をいう。
- (4) 水害 区内における河川の溢水、下水道の内水氾濫及び道路冠水による浸水等で、次に掲げるものをいう。
  - ア 全流失・全壊 家屋の 7 割以上の程度に達した流失・損壊。
  - イ 半流失・半壊 家屋の 2 割以上 7 割未満程度の流失・損壊。
  - ウ 床上浸水 浸水が住家の床上に達し、又は土砂、竹木のたい積が住家の床上に達し、一時的に居住することができなくなった状態。
  - エ 床下浸水 浸水がその住家の床に達しない程度のもの。
  - オ 事業所浸水 浸水が事業所の床上に達し、又は土砂、竹木のたい積が事業所の床上に達したものを。

## (支給対象)

第 3 条 見舞金は、前条第 4 号に規定する水害の被害を受けた区内の住家に居住する世帯の世帯主及び事業所の事業主に支給する。

- 2 同一の住家に複数の世帯が居住する場合は、当該複数世帯を一つの普通世帯として見舞金を支給する。
- 3 同一の事業主が区内に複数の事業所を有する場合は、当該事業所ごとに支給対象とする。

## (支給金額)

第 4 条 見舞金の支給額は、次の表に掲げるとおりとする。

(単位＝円)

被害の程度 支給単位		全流出・全壊	半流出・半壊 床上浸水	床下浸水
		住家	普通世帯	50,000
単身世帯	40,000		30,000	10,000
事業所		30,000	20,000	

## 備考

- 1 普通世帯とは、2人以上居住する世帯をいう。
- 2 支給事由が重複する場合には、金額の高い見舞金のみを支給する。

### (弔慰金の支給)

第5条 第2条第4号に規定する水害により死亡したときは、その者の遺族又は実際に埋葬を行った者に対して弔慰金を支給する。ただし、目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年10月目黒区条例第36号。)以下「条例」という。)に基づく災害弔慰金の支給を受けた遺族は除く。

- 2 弔慰金を支給する遺族の範囲・順位及び支給は、条例に準ずる。
- 3 弔慰金の額は、水害により死亡した者1人につき100,000円とする。

### (見舞金の支給)

第6条 健康福祉部長は、危機管理部がり災証明書又は被災届出受理証発行のために実施した被害状況調査結果を基に、見舞金の支給の適否を決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、その他の方法により水害の被害状況を確認できる場合には、健康福祉部長は見舞金の支給の適否を決定することができる。
- 3 前2項により見舞金の支給を決定したときは、速やかに、健康福祉部長は見舞金を支給するものとする。

## 付 則

この要綱は、昭和58年11月1日から施行する。

## 付 則

この要綱は、昭和61年6月1日から施行する。

## 付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

## 付 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

## 付 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。